

2025 駐車場料金および改選方法のご案内

【駐車場料金】

- 現在では全枠一律月額 18,000 円ですが、
 - ①幅広枠(月額 24,000 円・3 枠)、②時間帯限定枠(月額 12,000 円・1 枠)、
③一般枠(月額 18,000 円・72 枠)、の 3 種類になります。
- 幅広枠は「63～66」の 4 枠を「33%幅広枠・3 枠」として使用します。改選時に幅広枠の申込み数が 3 以上あった場合にのみ対応します。申込数がそれ以下の場合は幅広枠を実施しません。
- 時間帯限定枠は「41」の位置 1 台分です。この場所には水道メータが埋設されていて、毎月一度昼間の時間帯に水道局の検針作業があり車の移動が必要です。そこでこの位置に限定して「全平日 9～17 時に駐車できない条件」の割安枠にします。週末祝日・年末年始は終日駐車が可能です。検針のない平日は他の車両用として管理組合が使用します。
- 一般枠は、上記 2 種類の枠以外の駐車位置です。

【改選選択順位】

- 現在では管理組合が抽選した 1 つの選択順位に従って駐車位置を選択しますが、
 - ①障害者選択権、②優先選択権(10 個分)、③幅広枠選択権(3 個分)、
④時間帯限定枠選択権(1 個分)、⑤一般枠選択権、の 5 グループごとの組合抽選の選択順位に従って、駐車位置の選択を行います。
- 障害者選択権は、従来から運用されているもので、一般選択に先立つ選択順で、申込者が障害手帳を所有していて、かつ管理組合がその障害理由が駐車位置の優先選択条件に相当すると認めた場合に成立します。障害者選択権に複数の申込みがあった場合は、組合抽選順位①に従って選択を実施します。
- 優先選択権は唯一有料の選択権で、これを使用して選択した場合には駐車料金のほかに月額 3,000 円の優先選択料金を契約全期間に亘り収める必要があります。優先権申込者から最大 10 個に付与されます。組合抽選順位②に従い、当日キャンセルがあれば順次 10 個まで繰り下げます。
選択できる駐車枠は「幅広枠」「時間帯限定枠」「一般枠」のどれも可能です。優先選択権を申し込んでも改選当日に放棄を申告した場合や 10 個を超えた場合には、一般選択権の順位での選択が可能です。
途中契約解約の場合、その後の優先選択料金の支払い義務は免除されます。
- 幅広枠選択権は、幅広枠申込者が 3 以上の場合に成立して、組合抽選順位③で幅広枠数まで選択を進めます。外れた申込者は一般枠選択に移ります。
- 時間帯限定選択権は、時間帯限定枠の申込者に対して、組合抽選順位④で時間帯限定枠を選択します。外れた申込者は一般枠選択に移ります。
- 一般枠選択権は、上記 4 種類の選択が終了後に実施される選択です。組合抽選順位⑤で申込者全員に選択順位が設定されますが、上記 4 種類の選択をした場合には、一般枠選択ができません。
- 2 台目以降選択は、上記 5 種類の選択順位の選択が全て終了した後に、空きの駐車位置があれば追加選択・契約できる権利です。複数の 2 台目以降選択の申込者が居た場合は、一般枠選択権の順位で 1 台分の選択を順次実施します。3 台目がある場合は、再度一般選択権の順位での選択を繰り返します。

(・・次ページに続く)

【改選時の選択順位通知・選択予定時間帯通知】

- 申込み締切後に組合抽選(公開)が実施され、申込者全員には選択順位と選択時間帯が通知されます。

【改選時の契約・請求見積書発行】

- 改選選択を実施した直後に、契約署名捺印と請求見積書発行が行われます。

【駐車関係料金の支払い方法】

- 偶数月末日までに当月分と翌月分の組合費・修繕積立金と同じ口座での引落しで支払います。敷金・変更手数料は、契約後最初の偶数月の月末に引落しされます。

【駐車場敷金】

- 駐車契約(新規・更新)の際に、契約した駐車枠の駐車料金の3か月分を敷金として初回の駐車料金の支払いの際に預託します。更新契約では、前回の敷金が相殺返却されます。

【途中解約】

- 30日以上前の管理組合への事前通知をもって、契約を途中解約できます。

【駐車位置の途中変更】

- 空き駐車位置に対して、新規契約だけでなく、既存契約者の駐車位置変更ができます。変更手数料として5,000円が発生します。

【解約発生時の空き駐車位置の途中公募・選択】

- 駐車位置の空きが発生した場合には掲示板で公募され、申込み期限までの申込数が複数個あった場合は、組合抽選順位に従って選択できます。途中変更の場合には上記の変更手数料が発生します。
幅広枠の途中公募の場合は一般枠駐車料金優遇が設定されます。ただし、幅広枠契約者が一度解約してから再度新規申込した場合は優遇が適用されません。

【臨時駐車の利用】

- 工事・訪問サービス・来客などのために一時駐車する場合は、必ず管理事務所に届けて、駐車位置の指定や駐車証の発行などの手続きを行ってください。
大規模修繕工事のため、団地内駐車スペースには限りがあります。

【駐車場改選スケジュールの概要】

- ◇2025 駐車場料金・改選方法告示 1月初旬
- ◇駐車場改選の申込み締切日 2月9日(日)
※2月10日以降の申込みは、一斉改選後に対応します。
- ◇公開での組合抽選で選択順位決定 2月16日(日)
- ◇申込者に対する「選択順位」の通知 2月16日(日)
- ◇駐車場選択・契約 3月2日(日)
- ◇駐車場位置一斉移動 3月29日(土)~30日(日)

【駐車場運営に関するトピックス】

- ★駐車場申込みは、住居ごとに1個の申込みができます。空き駐車場がある場合には2台目以降の申込みもできます。
- ★居住者の所有車以外に会社名義の車も契約できます。
- ★駐車位置の人気枠特別料金は設定しませんが、一般枠と優先選択権の組合せで同様の効果が得られます。
- ★3号棟駐車場出口と1号棟北出口には、カーブミラーを設置します。
- ★駐車場付近の植栽による被害は、植栽管理方法を見直します。
- ★2年毎の改選期間は、継続検討課題にします。
- ★5/3/軽ナンバーによる駐車料金差は、継続検討課題にします。
- ★幅広枠は「63～66」の4枠(白線)を「33%幅広枠3枠(黄線)」として使用します。
改選時に幅広枠の申込数が3未満の場合は幅広枠を実施しません。
- ★時間帯限定枠は「41」の1台分です。この場所には水道メータが埋設されていて、毎月一度平日昼間の時間帯に水道局の検針作業があり、車の移動が必要です。
そこでこの位置に限定して「全ての平日9～17時に駐車できない条件」の割安枠にします。週末祝日・年末年始は終日駐車が可能です。
- ★障害者選択権は、従来から運用されているもの一般選択に先立つ選択順位です。
申込者が障害者手帳を所有していて、かつ管理組合がその障害理由が駐車位置の優先選択条件に相当すると認めた場合に成立します。
- ★優先選択権は唯一の有料の選択権で、これを使用して選択した場合には駐車料金のほかに月額3,000円の優先選択料金を契約全期間にわたり支払う必要があります。
選択できるのは「幅広枠」「時間帯限定枠」「一般枠」のどれでも可能です。
優先選択権を申し込んでも改選当日に放棄を申告した場合や優先選択使用が10個を超えた場合には、優先選択は終了して一般選択順位での選択が可能です。
- ★空き駐車位置に対して、契約者が駐車位置の変更契約ができます。変更手数料として5,000円が発生します。

記入後に管理組合事務所ポストに2月9日の締切日までに申し込みください。

締切日以降の申し込み分は一斉改選後の処理になります。

駐 車 場 申 込 書 (2025 一斉改選)

号棟 号室 氏名 ⑩

駐 車 枠 種 類 ☐ 一般枠、☐ 幅広枠、☐ 時間帯限定枠
(いずれか1つに ☒ をつける)

改 選 選 択 権 ☐ 優先選択権(有料)、☐ 障害者選択権、
☐ 一般枠選択権、☐ 2台目以降選択権
(いずれか1つに ☒ をつける)

※障害者選択権は、申込み受領後に組合による
審査があります。

※2台目以降選択は、それぞれの車両分を
別な申込書で提出してください。